

# さいたま市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

## (趣旨)

**第1条** この要領は、市が発注する建設工事を受注・施工している中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の建設業者（以下「受注業者」という。））が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、さいたま市建設工事請負契約基準約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (債権譲渡の対象工事)

**第2条** 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、次の工事を除く工事とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 次の各号を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事
  - ア 債務負担行為の最終年度に係る工事又は継続費を設定した工事の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - イ 前年度からの繰越工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - ウ 債務負担行為に係る工事、継続費を設定した工事又は前年度からの繰越工事であつて、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工事期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事
- (3) 市が役務的保証を必要とする工事
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事
- (5) 受注業者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たって市長が不相当と認める特別の事由がある工事

## (債権譲渡先)

**第3条** 債権譲渡先は、事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第2条に規定する公益法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の設定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人を含む。）である建設業者団体。以下同じ。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として相当と認める民間事業者であつて、受注業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

## (譲渡債権の範囲)

**第4条** 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、約款第

3 2条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金又は当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第53条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 前項の場合において、債権譲渡契約証書（参考様式第1号）に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。

4 第2項の場合において、受注業者は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない。

#### （支払計画等の提出）

**第5条** 受注業者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの債権譲渡の承諾を受けようとする工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を記載した支払状況・支払計画書（参考様式第3号）を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。

2 保証事業会社は債権譲渡先から、前項に規定する支払状況・支払計画書の写しを受けて確認するものとする。

#### （保証事業会社による金融保証の保証範囲）

**第6条** 本制度における保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社。以下同じ。）による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注業者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

#### （債権譲渡を承諾する時点）

**第7条** 市は、第2条に規定する工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降でなければ、債権譲渡を承諾してはならない。なお、第2条第2号に規定する債務負担行為に係る工事については、最終年度の工事に係る出来高を対象とする。

2 前項の規定による承諾に当たっての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書（様式第2号）の受領をもって足りるものとする。

#### （承諾権限）

**第8条** 受注業者は、債権譲渡を行おうとするときは、約款第5条第1項ただし書に規定する市の承諾を得なければならない。

#### （債権譲渡の承諾の申請書類）

**第9条** 市は、債権譲渡の承諾の申請を受け付ける場合には、次に掲げる書類を受注業者から提出させなければならない。

（1） 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通

（2） 工事履行報告書（様式第2号） 1通

（3） 発行日から3箇月以内の受注業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

**(債権譲渡の承諾の手続)**

**第10条** 契約担当課は、前条の規定により提出のあった申請書類について、受領後速やかに工事担当課又は予算所管課と調整の上、債権譲渡にかかる承諾の手続を行うものとする。

2 契約担当課は、債権譲渡整理簿(様式第3号)により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

3 市は、債権譲渡を承諾した場合、債権譲渡承諾書(様式第1号)2通を受注業者に交付するものとする。

**(債権譲渡の不承諾)**

**第11条** 市は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は第10条に規定する提出書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾しないものとする。

2 前項の場合において、市は、速やかに承諾しない旨及びその理由を受注業者に連絡するものとする。

**(申請書類の確認に際して留意すべき事項)**

**第12条** 工事担当課又は予算所管課は、債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)に記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき受注業者が請求できる債権金額と一致していることを確認するものとする。

2 契約担当課は、債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合するものとする。

3 受注業者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼を行う場合においては、申請書類は個別に提出させるものとするが、申請書類の提出を受けた日から起算して3箇月以内に発行された印鑑証明書が既に市に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

**(債権譲渡の通知)**

**第13条** 受注業者は、市による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡先と債権譲渡契約を締結した場合には、速やかに市に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 債権譲渡通知書(様式第4号) 1通

(2) 債権譲渡契約証書(参考様式第1号)の写し 1通

**(融資実行の報告)**

**第14条** 受注業者及び債権譲渡先は、市による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに市に、融資実行報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 受注業者は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第6条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに市に、公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

**(債権譲渡先の債権金額の請求)**

**第15条** 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。なお、債権譲渡先は市による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものである。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第6号） 1通
- (2) 市の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式第1号） 1通
- (3) 発行日から3箇月以内の受注業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

**（債権譲渡後の中間前払金等の取扱い）**

**第16条** 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事について受注業者及び譲渡を受けた債権譲渡先は約款第35条第4項に規定する中間前払金及び第38条に規定する部分払の請求はできないものとする。ただし、第2条第2号ウで定める工事に係る各会計年度末における工事を除く。また、第2条第2号ウで定める工事のうち債務負担行為に係るものについては、約款第41条第1項による読替え後の約款第35条第1項に規定する前払金についても請求できないものとする。

**（工事請負代金の請求書類等の確認に際し留意すべき事項）**

**第17条** 工事担当課又は予算所管課は、第15条第1号に規定する工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第4条に規定する債権譲渡の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

**（債権譲渡の対抗要件）**

**第18条** 債権譲渡が、受注業者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、市の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

**（出来高確認）**

**第19条** 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡先は、工事担当課又は予算所管課に工事出来高査定協力依頼書（様式第7号）を提出するものとする。
- 3 前項の出来高査定協力依頼書の提出があった場合は、工事担当課又は予算所管課は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

**（その他）**

**第20条** 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきもので、市においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注業者の経営状態が不安定であるものとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

- 2 本制度に係る債権譲渡によって、受注業者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。
- 3 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この要領は、平成21年1月19日から施行する。

**（この要領の失効）**

- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則**

この要領は、平成23年3月8日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成24年3月5日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成25年3月22日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成26年3月26日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成27年3月26日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和2年4月10日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(あて先)  
さいたま市長

(甲) 受注者 住所  
(譲渡人) 氏名 実印

(乙) (譲受人) 住所  
氏名 実印

受注者(以下、「甲」という。)が発注者(さいたま市)に対して有する契約書(さいたま市と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書)に基づく下記の工事請負代金債権を、 \_\_\_\_\_ (以下、「乙」という。)に譲渡することにつき、当該工事請負契約書別添さいたま市建設工事請負契約基準約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第45条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。  
(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は約款第35条に規定する中間前金払は、御承諾以降は請求しません。  
(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は約款第38条に規定する部分払は、御承諾以降は請求しません。

記

- 1. 工 事 名
- 2. 工 事 場 所
- 3. 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日
- 4. (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
- (2)前払金額 金 円  
- (3)中間前払金額 金 円  
- (4)部分払金額 金 円  
-----  
(5)債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

(甲) 様

(乙) 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、約款第5条第1項ただ

し書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって約款第45条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は約款第35条に規定する中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は約款第38条に規定する部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

## 記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第53条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書(様式第4号)を提出すること。
- 3 甲が、当該工事に関する資金の貸与を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。
- 4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

さいたま市長

印

確定日付印欄	承諾番号









# 融資実行報告書

年 月 日

(あて先)  
さいたま市長

(甲)	譲渡人	住所	
	借入人	氏名	実印
(乙)	譲受人	住所	
	貸付人	氏名	実印

甲が発注者(さいたま市)に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

## 記

### [譲渡債権の表示]

- 工事名
- 工事場所
- 工期 自 年 月 日 至 年 月 日
- (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
- (2)前払金額 金 円  
- (3)中間前払金額 金 円  
- (4)部分払金額 金 円  

---

  
(5)債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

### [承諾番号]

### [振込口座]

- 振込希望金融機関名  
銀行 本・支店
- 預金の種別、口座番号  
種別: 口座番号:
- 口座名義  
(ふりがな)

# 工事請負代金請求書

年 月 日

(あて先)

さいたま市長

(債権譲受人) 住所

氏名

実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

## 記

### 1 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、〇〇工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	金 _____ 円
(2) 前払金受領済額	金 _____ 円
(3) 中間前払金受領済額	金 _____ 円
(4) 部分払金受領済額	金 _____ 円
(5) 履行遅滞の場合における損害金等	金 _____ 円
(6) 今回請求金額	金 _____ 円

### 2 承認番号

### 3 支払口座等

#### 1. 振込希望金融機関名

\_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 本・支店

#### 2. 預金の種別、口座番号

種別：\_\_\_\_\_ 口座番号：\_\_\_\_\_

#### 3. 口座名義

(ふりがな)

\_\_\_\_\_

### 4 請求者の連絡先

住 所

電 話

ファックス

# 工事出来高査定協力依頼書

年 月 日

(あて先)

さいたま市長

住所

氏名

実印

下記工事について、「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

## 記

1 工事名

---

2 工事場所

---

3 元請業者

---

4 現場立入希望日

\_\_\_\_\_年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで

5 現場立入者職氏名

---

6 連絡先

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

## 債権譲渡契約証書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。)と \_\_\_\_\_  
(以下、「乙」という。)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

### 第1条 (譲渡債権)

甲とさいたま市 (以下、「丙」という。)との間で \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に締結した工事請負契約 (以下、「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権 (以下、「譲渡債権」という。)を、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(4) 工期 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

(5) 請負代金額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円

(6) 既受領金額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円

(7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書約款第3条第2項第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書約款第5条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

### 第2条 (担保責任)

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

### 第3条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第7条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第5条の残余金の支払いを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払い及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

#### 第4条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、「乙の貸金債権」という。）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、「保証事業会社」という。）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下、「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

#### 第5条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、「残余金」という。）について、乙より支払いを受けることができる。

#### 第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払いを求めることができない。

- 2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払いを求めることができない。

#### 第7条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払いは、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。
- 3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお 残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。
- 4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議の上、乙は残余金を甲に支払うことができる。
- 5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。
- 6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払いを行う。この場合、保証事業会社に支払いをするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 本件工事請負契約が解除された場合
- (4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

- 7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払いを行う限度において、甲は期限の利益を失う。

- 8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払いをしたときは、乙は甲に通知する。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払い等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、  
年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第4条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第10条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第11条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印の上、各々一通を所持する。

年 月 日

	住 所	
債権譲渡人（甲）	氏 名	
	代表取締役	実印

	住 所	
債権譲受人（乙）	氏 名	
	代表取締役	実印



## 金銭消費貸借契約書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下、「乙」という。)とは、次のとおり、金銭消費貸借契約を締結した。

### 第1条 (借入れ金額と条件) (例示)

甲は乙に対して、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、金 \_\_\_\_\_ 円を、以下の条件で貸し渡し、乙はこれを借受けて受け取った。

- (1) 資金用途
- (2) 借入金額
- (3) 弁済期 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、期日一括返済
- (4) 利率及び利息支払方法 利率は、年 \_\_\_\_\_ %とし、利息の支払いは、借入日に、借入の翌日から返済期日に至るまでの分を前払とし、借入金額から天引きの方法で支払う。

### 第2条 (繰上返済)

乙は、返済期日が到来する以前に、借入金額の全部または一部を返済することができる。  
2 前項の返済金額が、乙の債務の全部を消滅させるに足りないときには、甲は甲が適当と認める順序方法により充当することができる。

### 第3条 (期限の利益の喪失)

乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙は甲から通知催告等がなくても甲に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) 仮差押、差押または滞納処分を受けたとき。
- 2 次の各場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。
- (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  - (2) 乙が、第5条に定める担保の提供をしないとき、若しくは別に定めた債権譲渡契約に違反したとき。
  - (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

### 第4条 (遅延損害金)

乙が期限の利益を喪失したときには、その時における元金及び利息の合計額に対して、期限の利益を喪失したときから支払済に至るまで、年 \_\_\_\_\_ %の割合で遅延損害金を支払う。

### 第5条 (担保)

この契約に基づいて甲が乙に対して取得する債権の担保は、甲乙間で 年 月 日付け別途締結済の債権譲渡契約に係る工事請負代金債権とする。

2 甲がさらに担保を必要と判断して請求したときは、乙は、甲に対して、直ちに甲の承認する担保を差し入れる。

#### 第6条（報告義務）

乙の住所や代表者の変更があった場合、乙の経営に関して重大な変化があった場合等においては、乙は甲に対して速やかに報告するものとする。甲が乙に対して、報告を求めた場合も同様とする。

#### 第7条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印の上、各々一通を所持する。

年 月 日

貸主（甲） 住所  
氏名

印

借主（乙） 住所  
氏名

印

### 支払状況・支払計画書

年 月 日

御中

発注者名

工事名

(受注者)

契約金額

印

該当する番号に○をつけてください。

工事代金支払項目		全所要数量				支払済み			支払予定			支払先	
下請工種又は資材名		全所要金額				月日	金額		月旬	金額		(名称/所在地/電話)	
1 下請代金	2 資材代金											<名称>	
					千円							<所在地>	
					千円							<電話>	
1	2											<名称>	
					千円							<所在地>	
					千円							<電話>	
1	2											<名称>	
					千円							<所在地>	
					千円							<電話>	
1	2											<名称>	
					千円							<所在地>	
					千円							<電話>	
合計又は次葉繰越高													

(ご注意)

支払予定欄の月旬、以下の区分によりご記入ください。

上旬：1日～10日 中旬：11日～20日 下旬：21日～末日

## 受益の意思表示

年 月 日

(乙)

御中

(甲) 住 所  
氏 名

印

(丙) 住 所  
氏 名

印

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。)は、\_\_\_\_\_ (以下、「乙」という。)と\_\_\_\_\_ (以下、「丙」という。)との間で \_\_\_\_\_ 年 月 日に締結された債権譲渡契約(以下、「債権譲渡契約」という。)について、同契約書の各条項を承認したうえで、同契約書9条に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 被担保債権の表示

以下の金融保証契約に基づいて甲が丙に対して有する求償債権

発注者

工事名

請負代金額

円

保証金額

円 (本日現在見込額)

保証期限

年

月

日 (本日現在予定)

以 上

確定日付印欄